

あきた発酵ツーリズムロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県観光文化スポーツ部食のあきた推進課（以下「県」という。）が管理するあきた発酵ツーリズムロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 ロゴマークを使用できる対象者等は、次のとおりとする。

- (1) 県内事業者によって製造された発酵食品もしくは、これを原材料として使用した製品。
- (2) 発酵食（本県独自の伝統的な発酵食、発酵食材を活用したメニューや単一の発酵素材、発酵食品など発酵食全般）や日本酒などの発酵飲料を提供したり販売する次の施設や店舗。
 - ① 飲食店やレストランなどの飲食提供施設
 - ② ホテルや旅館などの宿泊施設
 - ③ 小売りや量販店などの店舗
- (3) 地方公共団体等が管理又は運営する施設等で、発酵に関する資料等を展示している施設等。
- (4) 県内外で開催される発酵食文化や発酵ツーリズムをPRするイベントやプロモーションでの活用。
- (5) その他、発酵ツーリズムを推進するために必要と県が認めた対象者又は対象物。

(使用の許諾)

第3条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ県の許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) 教育または研究の目的で使用するとき。

2 第1項の規程により使用の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ロゴマーク使用許諾申請書（様式第1号）を県に提出する。

3 県は、本規程に基づき適正に使用されると認められる場合は、申請者に対し、ロゴマーク使用許諾書（様式第2号）を送付する。また、許諾にあたっては、必要に応じて条件を付することができるものとする。

なお、県は許諾した内容を公表できるものとする。

- 4 県は、以下の各号に該当する場合には、ロゴマークの使用を許諾しないものとし、ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に送付する。
- (1) あきた発酵ツーリズムの推進を阻害するおそれがある場合。
 - (2) 他の法令等に抵触しているか又は抵触するおそれがある場合。
 - (3) 公序良俗等に反する使用により、ロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがあると判断した場合。
 - (4) 本使用規程に基づかないでロゴマークの規格等を変更して使用する場合
 - (5) その他、ロゴマークの使用が不相当であると判断した場合。

（許諾内容の変更）

第4条 前項第3項の規程により使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が許諾の内容を変更する場合は、事前にロゴマーク使用変更申請書（様式第4号）を提出する。

- 2 県は、第1項の申請内容が本使用規程に基づき適正に利用されると判断される場合は、ロゴマーク使用変更許諾書（様式第5号）を使用者に送付する。
なお、許諾にあたっては、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

（許諾の取消し）

第5条 県は、本使用規程に違反した場合は、許諾を取り消すとともに、ロゴマーク使用許諾取消通知書（様式第6号）を当該使用者に送付する。

なお、県は許諾を取り消した旨を公表することができる。

- 2 前項の許諾の取り消しによって使用者に損害が生じることがあっても、県はその責めを負わないものとする。

（使用の期間）

第6条 ロゴマークを使用できる期間は、特に定めない。ただし、県が特に必要と認める場合は、使用者に対し、第3条第3項に基づき、許諾の条件としてロゴマークの使用期間を指定することができるものとする。

- 2 県は使用者に対して、ロゴマーク使用実績報告書（様式第7号）によるロゴマーク使用実績報告の提出を求めることができる。その場合、使用者は指示した期日までに報告書を提出しなければならない。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は無償とする。

(ロゴマークデザイン)

第8条 ロゴマークのデザインは、次のとおりとする。

- (1) ロゴマークの使用にあたっては、別添のロゴマークガイドラインに記載された事項を遵守すること。
- (2) 指定色どおりでの使用が困難な場合には、第3条第2項に基づくロゴマーク使用許諾申請書に必要な理由等を明記して提出するものとする。
- (3) 県は、(2)に基づく内容がやむを得ないと判断され、かつ、本使用規程に基づく適正な使用ができると認められる場合は、色の変更を認めるものとする。
- (4) ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマーク内の文字が判読できる大きさとすること。

(遵守事項)

第9条 ロゴマークを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインの形状を変更しないこと。
- (2) 自らの使用に関する許諾内容を第三者に譲渡しないこと。ただし、第3条第1項各号に該当する場合には、ロゴマークのイメージデータのみを使用者に無償で譲渡することができるものとし、データを使用する者からの他者への再譲渡は認めない。
- (3) 商標法の関係法令を遵守し、自己の商標及び意匠とするなど独占的に使用しないこと。

(無断使用への対応)

第10条 本使用規程に基づく承認を受けないでロゴマークが使用された場合は、県は、無断で使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマークの使用に関し事故又は苦情が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成30年5月28日から施行する。
- 2 この規程は令和4年4月1日から施行する。

別記（第8条関係）

（1）基本デザイン



（2）基本コピー

発酵は、おいしくなるための
チカラ。変化。未来。
ときにはジブンを発酵させる旅へ！
本日、あきた、発酵中！

（3）「さしすせそ」バージョン



（4）小型シール用



別記（第8条関係）

（5）缶バッジ・うちわ・プロモーションツール用

